

# 宇部商工会議所 「ビジネス情報宅配便」 利用規程

- (1) このサービスは、宇部商工会議所会員企業の発展に資することを目的とするため、宇部商工会議所会員以外の利用は認めない。ただし、宇部商工会議所が必要と認めた場合はその限りではない。
- (2) このサービスは、宇部商工会議所会報「宇部会議所だより」に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではない。なお、下記事項を遵守すること。
- 1) 公序良俗に反しないこと。
  - 2) 関係法規に違反しないこと。
  - 3) 誤解を与える恐れが無いこと。
  - 4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
  - 5) その他、当該サービス運用上不適当な事項がないこと。
- (3) 前条に反する、あるいはその他の理由により当所が不適当と認める場合、このサービスは利用出来ない。
- (4) 書類が同封される宇部商工会議所会報「宇部会議所だより」は、原則毎月 15 日発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合がある。
- (5) チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
- (6) 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について、宇部商工会議所は一切の責任を負わない。
- (7) チラシ同封料金については、下記に定める料金体系とする。

A4版・B5版	1枚・1回当たり	30,000円	但し、半年以内に再度ご利用の方に限り 次回25,000円 以降半年以内の再利用につきましても同額とさせていただきます。
その他サイズ	1枚・1回当たり	35,000円	但し、半年以内に再度ご利用の方に限り 次回30,000円 以降半年以内の再利用につきましても同額とさせていただきます。

- (8) 同封サービス利用料金は、当該書類を同封した会報発刊後、宇部商工会議所が送付する請求書に従い、速やかに納入すること。
- (9) 宇部商工会議所会報に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数(約3,100部:随時確認のこと)用意し、発刊日の前月末日までに宇部商工会議所が指定する場所に納品する(その際、残部は原則として返却しない)。
- (10) この運用規程に同意した場合、下記に捺印し発刊月の前月10日までに担当課へ返送すること。(FAXでも可)
- (11) 本運用規程は、平成21年4月1日から適用する。

[ 担当:総務グループ TEL(0836)31-0251 FAX(0836)22-3355 ]

宇部商工会議所総務グループ行

fax 0836-22-3355

## 宇部商工会議所 ビジネス情報宅配便 申込書

会社名			TEL	
所在地	〒	FAX		
担当部署			担当者名	
同封物サイズ	A4・B5版	その他サイズ	(いずれかを で囲んでください)	
掲載希望月	月	宇部商工会議所への納入予定日	月	日
利用承諾	ビジネス情報宅配便を使用するに当たり、 上記の利用規程を承諾いたしました (チェックをお付けください)			